

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、通常の事業活動や日常生活により発生する温室効果ガスの大気中濃度が増加することによって地球全体の温度が上昇し、生態系や生活環境に影響を及ぼすものであり、21世紀において最も解決が急がれる重大な問題である。

このような状況の下、日本は、平成9(1997)年12月に開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議で採択された「京都議定書」において、平成20(2008)年から平成24(2012)年の期間中における平均的な温室効果ガスの排出量を、平成2(1990)年比で6%削減することを国際的に約束した。

平成10(1998)年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が制定され、県としては効果的な温暖化対策を推進するために、法第8条の規定を受け、まず県自らが率先して総合的かつ計画的な取組を実践するための計画として平成12(2000)年3月に「広島県地球温暖化対策実行計画」(以下「実行計画」という。)を策定したところである。

この実行計画の計画期間中、国においては、平成12(2000)年5月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、「廃棄物処理法」等が改正されるとともに「グリーン購入法」や「建設リサイクル法」などが相次いで制定された。

また、平成14(2002)年6月に「京都議定書」への批准が決定されると同時に法の一部改正がなされ、国民の取組を強化するための措置が拡充されるなど、一人ひとりのライフスタイルの見直しがより一層求められている。

さらに、平成16(2004)年5月に「環境配慮促進法」が制定され、地方公共団体は自らの環境配慮等の状況を公表するとともに、環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するよう努めるものとされている。

一方、県においては、平成15(2003)年3月に「広島県環境基本計画」の全面改定を行い、地球温暖化防止対策の施策を充実・強化するとともに、同年10月に制定した「広島県生活環境の保全等に関する条例」(以下「生活環境保全条例」という。)では、地球温暖化防止に向けた県の責務を明確化するとともに各種努力規定等を設けている。

また、平成16(2004)年3月には、県民・事業者・行政等の各主体が総合的に温室

効果ガスの削減対策に取り組むためのマスタープランとして「広島県地球温暖化防止地域計画」を策定し、県全域を対象とした温室効果ガスの削減目標を設定している。

平成 20 (2008) 年 4 月から 5 年間の京都議定書約束期間がスタートしたが、日本全体の平成 19 年度温室効果ガス排出量は速報値で基準年度比（平成 2 年度）8.7% の増加となっており、産業、運輸、民生など各部門の一層の追加対策と取組が必要となっている。

県としては、これまで第 2 期実行計画にもとづいた着実な取組によって温室効果ガスの削減に努めてきたが、近年、その削減量は横ばいとなっている。

このため、第 2 期計画前半の取組結果について、全序的な総括を行うことによって、計画の意義、目標等を再確認し、目標年度までの更なる温室効果ガス削減に向けた取組の推進を図ることとする。

2 計画の目的

県は地域における様々な施策や事業を行う行政としての役割のほか、各種の製品やサービスの購入・使用や建築物の建築・維持管理など、事業者・消費者としての性格も併せ持っており、経済活動の主体として地域に占める位置は大きい。

このような認識の下に、県自らが事業者・消費者としてその事務・事業の執行に際し、環境に配慮した率先行動に努めることとし、県が排出する温室効果ガスの排出抑制及び職員一人ひとりの省エネルギー・省資源行動への反映、省エネ設備への改修、新エネルギーの導入、さらにその推進に関して毎年度ごとに状況確認・評価等を加えながら更なる取組の強化を図ることを目的とする。

さらに、新たにその取組を庁内外に明らかにすることによって、事業者・県民等の自主的かつ積極的な取組と行動を誘導することとする。

3 計画の基準年度

第 2 期実行計画の基準年度は、平成 15 (2003) 年度とする。

4 計画の期間

第 2 期実行計画は、平成 17 (2005) 年度から平成 22 (2010) 年度までの 6 年間を計画期間とし、この間の社会情勢の変化、技術の進歩、点検の結果等を踏まえて所要の見直しを行うこととする。

5 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

本計画では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC（ハイドロフルオロカーボン）を対象物質とする。

法が規定する温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC（パーフルオロカーボン）、六フッ化硫黄であるが、県の業務において、発生源の設置状況等から排出量が多いと考えられる温室効果ガスを対象とした。

なお、その他の温室効果ガスであるPFC及び六フッ化硫黄については、排出実態の把握が困難であり、また、排出量も少ないと思慮されるため、対象外とする。

(2) 対象範囲

県が実施する全ての事務・事業とする。

ただし、病院での電気及び燃料の使用や警察における電気及び公用車燃料の使用、水道事業での電気の使用など県民の安全・安心及びサービスの維持に資する項目については、実行計画の趣旨に沿った取組に努めることとする。

(3) 対象機関

実行計画の対象機関は、次に掲げる組織の本庁及び地方機関（県立学校、警察署等を含む。）とする。

また、施設の管理運営等を外部への委託等により実施するものについては、受託者等に対して温室効果ガスの排出の抑制等の必要な措置を講じるよう要請するものとする。

- 知事部局（広島県行政組織規則に定める機関）
- 企業局
- 県議会
- 教育委員会
- 公安委員会
- 監査委員会事務局
- 人事委員会事務局
- 労働委員会事務局
- 広島海区漁業調整委員会事務局